

改正

平成19年3月30日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年足寄町条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 町長又は町教育委員会(以下「町長等」という。)は、条例第2条に規定する指定管理者の公募においては、足寄町役場の掲示場に掲示又は広報紙等への掲載等、必要な措置を講じなければならない。

(申請資格)

第3条 条例第3条に規定する申請ができる者は、団体であつて、次の各号のいずれにも該当しない者とする。ただし、団体の法人格の有無は問わない。

(1) 法律行為を行う能力を有しない者

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者

(4) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

(5) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

(6) 国税及び地方税を滞納している者

2 その他申請資格に関して必要な事項は、町長等が別に定める。

(申請書等)

第4条 条例第3条に規定する指定管理者の指定の申請は、次の各号に掲げる書類を提出することにより行うものとする。

(1) 公の施設に係る指定管理者申請書(別記第1号様式)

(2) 次に掲げる申請資格を有していることを証する書類のうち該当するもの

ア 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本

イ 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書

ウ 定款、寄付行為、規約その他これらに相当する書類

エ 指定管理者の募集に係る申請に関する申立書(別記第2号様式)

オ 国税及び地方税の納税証明書(募集要綱の配布開始日以降に交付されたもの)又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書(別記第2号様式)

(3) 管理を行う公の施設の事業計画書

(4) 管理に係る収支計画書

(5) 次に掲げる当該団体の経営状況を証明する書類のうち、該当するもの

ア 前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ。)

イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類(作成しているもののみ。)

ウ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書(既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始す

る団体のみ。)

エ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書

オ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

(6) その他町長が必要と認める書類

(選定委員会の設置)

第5条 指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため、足寄町公の施設に係る指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 町長等は、条例第4条に規定する指定管理者の候補者の選定にあたっては、選定委員会の意見を聴くものとする。

(選定委員会の組織)

第6条 選定委員会は、10人以内の委員を以って組織する。

2 委員は、副町長、総務課長、福祉課長、経済課長、建設課長、教育次長、その他委員長が必要と認める者をもって充てる。

(委員長)

第7条 選定委員会に委員長を置き、副町長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員が職務を代理する。

(会議)

第8条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 選定委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(審議)

第9条 選定委員会は、足寄町の公の施設に係る指定管理者に応募した者について審議し、町長に意見を述べるものとする。

(関係職員の出席等)

第10条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第11条 選定委員会の庶務は、総務課において処理する。

(指定の通知)

第12条 条例第7条第1項に規定する指定管理者の指定の通知は、別記第3号様式によるものとする。

2 条例第7条第2項に規定する指定管理者の指定の告示は別記第4号様式によるものとする。

(事業報告書)

第13条 条例第13条に規定する事業報告書は、別記第5号様式によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第7号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

公の施設に係る指定管理者申請書

年 月 日

足寄町長 様

法人・団体住所 _____
法人・団体名 _____
代 表 者 名 _____ 印

公の施設に係る指定管理者の募集について、下記のとおり申請します。

記

1 施設の名称及び所在地

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	足寄町

2 提出書類

- (1) 法人登記簿の謄本（法人の場合）
- (2) 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- (3) 代表者の身分証明書（非法人の場合）
- (4) 指定管理者の募集に係る申請に関する申立書（第 2 号様式）
- (5) 国税及び地方税の納税証明書（募集要綱の配布開始日以降に公布されたもの）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（第 2 号様式）
- (6) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (7) 管理に係る収支計画書
- (8) 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
- (9) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録
- (10) 現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ）
- (11) 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
- (12) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

※ 提出する書類にレマークを記入すること。

3 担当者連絡先

TEL

第 2 号様式（第 4 条関係）

指定管理者の募集に係る申請に関する申立書

年 月 日

足寄町長 様

法人・団体住所
法人・団体名
代 表 者 名 印

の指定管理者の募集に係る申請書類について、下記のとおり申し立てます。

記

以下の事項のいずれにも該当しない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により足寄町における一般競争入札の参加を制限されている者
- (2) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、同法第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は同法第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者

国税及び地方税の納税義務がない。
（理 由）

※ 提出する書類にレマークを記入すること。

第 3 号様式（第 12 条関係）

第 年 月 日 号

様

足寄町長

印

公の施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり
る指定管理者に指定します。

を本町の公の施設に係

記

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	足寄町

2 管理を行わせる期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 管理業務の範囲

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

4 利用料金に関する事項

5 その他

管理業務の細目的事項については、別途締結する協定により定めるものとします。

(担当： TEL)

第 5 号 様 式 （ 第 13 条 関 係 ）

事 業 報 告 書

年 月 日

1 指定管理者の概要

団 体 名			
代表者の氏名		指定施設の名称	
電 話		F A X	

2 事業報告

〔 1 管理に係る業務の実施状況〕

--

〔2 利用状況及び使用料又は利用料金の収入の実績〕

(1) 利用状況

〔3 管理に係る業務の実施状況〕

収入の部

科 目	本 年 度 決 算 額	説 明
合 計		

支出の部

科 目	本 年 度 決 算 額	説 明
合 計		

(注)

- 1 支出の部の科目欄は、具体的に記入してください。また、説明欄は算定基礎その他詳細に記入してください。
- 2 記載する項目が多いときは、この様式で定める項目について、別紙により作成して提出することもできます。